

令和 8 年 9 月
浜田市議会定例会議議案

令和 8 年 9 月 1 日

令和 8 年 9 月浜田市議会定例会議付議事件

議 案

- 認定第 1 号 令和 7 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 7 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 7 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 7 年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和 7 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 令和 7 年度浜田市下水道事業会計決算認定について
- 議案第 48 号 浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 49 号 浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 50 号 浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 51 号 財産の取得について（除雪ドーザ）
- 議案第 52 号 財産の無償譲渡について（旧木田分団 1 班消防ポンプ車庫）
- 議案第 53 号 和解及び損害賠償額の決定について
- 議案第 54 号 弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 55 号 令和 8 年度浜田市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 56 号 令和 8 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 57 号 令和 8 年度浜田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 同意第 4 号 浜田市教育委員会委員の任命について
- 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 同意第 6 号 浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

報 告

- 報告第 15 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 16 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 17 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
- 報告第 18 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
- 報告第 19 号 令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

認定第 1 号

令和 7 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度浜田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

認定第 2 号

令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

認定第 3 号

令和 7 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

認定第 4 号

令和 7 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

認定第 5 号

令和 7 年度浜田市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度浜田市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

認定第 6 号

令和 7 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度浜田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

認定第 7 号

令和 7 年度浜田市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度浜田市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

議案第 48 号

浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

浜田市認可地縁団体印鑑条例（平成 17 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 49 号

浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例について

浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

浜田市総合福祉センター条例（平成 17 年浜田市条例第 274 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条を次のように改める。

（目的及び設置）

第 1 条 市民等が取り組む主体的な福祉活動への支援及びその活動の場の提供を行うことにより、総合的な福祉の増進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、浜田市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）を浜田市野原町 859 番地 1 に設置する。

（定義）

第 2 条 この条例において「市民等」とは、市内に居住する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 市民等が取り組む福祉活動の支援及び活動の場の提供
- (2) 福祉に関する相談及び情報の提供
- (3) その他市長が福祉の増進のため必要と認める事業

第 5 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（利用時間）

第 7 条 総合福祉センターの利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第 8 条を次のように改める。

（利用対象者）

第 8 条 総合福祉センターの利用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉活動のため利用する市民等
- (2) その他市長が特に必要と認める者

第 9 条を削り、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ず

つ繰り上げる。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 13 条 利用料金は、無料とする。

第 14 条から第 16 条までを削る。

第 17 条中「第 11 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同条を第 14 条とし、第 18 条を第 15 条とし、第 19 条を第 16 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の浜田市総合福祉センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の浜田市総合福祉センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議案第 50 号

浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について

浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市不燃ごみ処理施設条例の一部を改正する条例

浜田市不燃ごみ処理施設条例（平成 17 年浜田市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「第 6 条の 2 第 5 項」を「第 6 条の 2 第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 43 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 51 号

財産の取得について

旭地域除雪ドーザ更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

1	取得する財産	除雪ドーザ（11 t 級）	1 台
2	取得の方法	購入（指名競争入札）	
3	取得予定価格	21,450,000 円	
4	契約の相手方	浜田市下府町 327 番地 24 株式会社原商 浜田支店 支店長 岡 本 敏 幸	

議案第 52 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

1 譲渡する財産

浜田市消防団東部方面隊旭地域旧木田分団 1 班消防ポンプ車庫建物

所在地 浜田市旭町木田 219 番地 19

建築年 昭和 57 年

構造 木造トタン葺平家建

床面積 15 m²

2 物件評価額 111,902 円

3 譲渡の条件 財産の譲渡を受けた日の翌日から起算して 10 年間は、
木田まち自治会の備品等を保管する倉庫として使用する
こと。

4 譲渡の相手方 浜田市旭町木田 219 番地 13

木田まち自治会

会長 田 村 邦 麿

議案第 53 号

和解及び損害賠償額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

1 事案の概要

平成 30 年 1 月 17 日、広島県山県郡北広島町のスキー場で行われた学校管理下のスキー教室において、相手方が滑走中に傷害等を負った事故について、相手方から令和 3 年 7 月 5 日付けで松江地方裁判所浜田支部に調停の申立てがなされたもの

2 和解及び損害賠償の相手方 個人

3 和解条項及び損害賠償の額

- (1) 市は、安全配慮義務違反により相手方が傷害等を負ったことにつき謝罪する。
- (2) 市は、安全配慮義務違反に基づく損害賠償金として 11,550,086 円の支払義務があることを認め、独立行政法人日本スポーツ振興センターから既に支払のあった災害給付金 8,204,669 円を差し引いた 3,345,417 円を相手方に支払う。
- (3) 前号の災害給付金は、市が相手方に支払う損害賠償金とみなす。
- (4) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (5) 市と相手方とは、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

議案第 54 号

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

総 合 整 備 計 画 書

島根県浜田市弥栄町 弥畝辺地
(辺地の人口 62 人、面積 45.5 k m²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町

弥栄町木都賀、弥栄町田野原、弥栄町程原、弥栄町三里

(2) 地域の中心の位置

浜田市弥栄町三里イ 323 番 9

(3) 辺地度点数 160 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

弥畝辺地は、中国山脈の麓に位置し、標高 400～600m の高地のため積雪が多い地域である。

この地域は、高齢化率が 61.3% と非常に高く、地域行事や地域活動の維持も難しくなっている。こうした中、農林業、商業及び観光の振興と地域活性化を図る施設として、平成 3 年に「浜田市ふるさと体験村施設」を設置している。

同施設は、運営する第 3 セクターの解散等により、平成 30 年 9 月末から休止状態となっていたが、令和 5 年度から指定管理による運営を再開している。

現在は、新たに農林業の振興及び地域資源を活用した交流人口の拡大に取り組む地域の拠点施設として活用している。

同施設は、食堂を備えた管理棟（味里）、宿泊施設として研修道場（2 棟）及びログハウス（5 棟）がある。

これまで標高が高く夏場も比較的過ごしやすい環境であったため、十分な空調整備が行われていなかった。

しかし近年、異常気象により夏場の気温が上昇しており、来場者や宿泊客が快適に利用できるよう、空調設備の整備が必要な状況である。

また、同施設の専用水道から、基準値を超える色度、鉄及びマンガンが確認され、現在営業休止を余儀なくされている。

利用者が安全・快適に利用できる環境を整備するため、一刻も早く水質を安定・正常化させるための対策が不可欠である。

3 公共的施設の整備計画

令和 8 年度の 1 年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
農林業の振興及び地域資源を活用した交流人口の拡大に取り組む地域の拠点施設	浜田市	(変更前) 13,079	0	13,079	13,000
		(変更後) 63,022	0	63,022	63,000

令和 8 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 3 号)

令和 8 年度 浜田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度浜田市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,560,042 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,071,031 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		79,483	4,001	83,484
	1 地方特例交付金	79,483	4,001	83,484
11 地方交付税		9,850,000	841,110	10,691,110
	1 地方交付税	9,850,000	841,110	10,691,110
15 国庫支出金		6,917,060	63,931	6,980,991
	2 国庫補助金	2,833,125	63,931	2,897,056
19 繰入金		4,040,831	△600,496	3,440,335
	1 基金繰入金	4,040,831	△600,496	3,440,335
20 繰越金		1	1,081,542	1,081,543
	1 繰越金	1	1,081,542	1,081,543
21 諸収入		894,145	76,954	971,099
	5 雑入	515,400	76,954	592,354
22 市債		4,822,900	93,000	4,915,900
	1 市債	4,822,900	93,000	4,915,900
歳入合計		43,510,989	1,560,042	45,071,031

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,495,857	1,392,445	8,888,302
	1 総務管理費	6,808,442	1,392,445	8,200,887
3 民生費		12,653,956	9,304	12,663,260
	1 社会福祉費	7,356,167	9,304	7,365,471
6 農林水産業費		1,800,341	49,943	1,850,284
	1 農業費	1,281,614	49,943	1,331,557
7 商工費		2,725,903	96,494	2,822,397
	1 商工費	2,725,903	96,494	2,822,397
8 土木費		3,111,792	8,500	3,120,292
	5 都市計画費	517,859	8,500	526,359
10 教育費		5,174,577	3,356	5,177,933
	3 中学校費	183,079	3,356	186,435
歳出合計		43,510,989	1,560,042	45,071,031

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
体 験 交 流 施 設 整 備 事 業	千円 13,000	千円 63,000
観 光 施 設 整 備 事 業	643,700	686,700

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	79,483	4,001	83,484
11 地方交付税	9,850,000	841,110	10,691,110
15 国庫支出金	6,917,060	63,931	6,980,991
19 繰入金	4,040,831	△600,496	3,440,335
20 繰越金	1	1,081,542	1,081,543
21 諸収入	894,145	76,954	971,099
22 市債	4,822,900	93,000	4,915,900
歳入合計	43,510,989	1,560,042	45,071,031

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	7,495,857	1,392,445	8,888,302	18,424			1,374,021
3民 生 費	12,653,956	9,304	12,663,260				9,304
6農 林 水 産 業 費	1,800,341	49,943	1,850,284		50,000		△57
7商 工 費	2,725,903	96,494	2,822,397	45,507	43,000	2,458	5,529
8土 木 費	3,111,792	8,500	3,120,292			8,500	
10教 育 費	5,174,577	3,356	5,177,933			3,356	
歳 出 合 計	43,510,989	1,560,042	45,071,031	63,931	93,000	14,314	1,388,797

2 歳 入

10 地方特例交付金 (1 地方特例交付金)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方特例交付金	79,483	4,001	83,484
1 地方特例交付金	79,483	4,001	83,484
1 地方特例交付金	79,483	4,001	83,484
11 地方交付税	9,850,000	841,110	10,691,110
1 地方交付税	9,850,000	841,110	10,691,110
1 地方交付税	9,850,000	841,110	10,691,110
15 国庫支出金	6,917,060	63,931	6,980,991
2 国庫補助金	2,833,125	63,931	2,897,056
1 総務費国庫補助金	1,409,114	63,931	1,473,045
19 繰 入 金	4,040,831	△600,496	3,440,335
1 基金繰入金	4,040,831	△600,496	3,440,335
1 財政調整基金繰入金	1,676,169	△611,454	1,064,715
4 公共施設長寿命化等推進基金繰入金	98,097	8,500	106,597
6 ふるさと応援基金繰入金	541,598	2,458	544,056
20 繰 越 金	1	1,081,542	1,081,543
1 繰 越 金	1	1,081,542	1,081,543
1 繰 越 金	1	1,081,542	1,081,543
21 諸 収 入	894,145	76,954	971,099
5 雑 入	515,400	76,954	592,354

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 特 例 交 付 金	4,001	地方特例交付金 4,001
1 地 方 交 付 税	841,110	普通交付税 841,110
1 総 務 管 理 費 補 助 金	63,931	地域未来交付金 45,507 地域公共交通確保維持改善事業費 18,424
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△611,454	財政調整基金繰入金 △611,454
1 公 共 施 設 長 寿 命 化 等 推 進 基 金 繰 入 金	8,500	公共施設長寿命化等推進基金繰入金 8,500
1 ふ る さ と 応 援 基 金 繰 入 金	2,458	ふるさと応援基金繰入金 2,458
1 前 年 度 繰 越 金	1,081,542	前年度繰越金 1,081,542

21 諸 収 入 (5 雑 入)

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 雑 入		515,398	76,954	592,352
22 市 債		4,822,900	93,000	4,915,900
1 市 債		4,822,900	93,000	4,915,900
4 農林水産業債		163,200	50,000	213,200
5 商 工 債		643,700	43,000	686,700
歳 入 合 計		43,510,989	1,560,042	45,071,031

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
8 民 生 費 雑 入	73, 598	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金	73, 598
14 教 育 費 雑 入	3, 356	全国市長会学校災害賠償補償保険金	3, 356
1 農 業 債	50, 000	ふるさと体験村改修事業費	50, 000
1 商 工 債	43, 000	観光施設整備事業費	43, 000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	7,495,857	1,392,445	8,888,302	18,424			1,374,021
1 総務管理費	6,808,442	1,392,445	8,200,887	18,424			1,374,021
4 財政管理費	20,409	208,131	228,540				208,131
6 財産管理費	652,956	985,450	1,638,406				985,450
7 企 画 費	2,307,649	25,825	2,333,474	18,424			7,401
18 諸 費	58,532	173,039	231,571				173,039

2 総 務 費 （ 1 総務管理費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	208,131	1 減債基金積立金 208,131
10 需用費	291	1 庁舎等維持管理費 15,168
11 役務費	77	2 財政調整基金積立金 550,000
12 委託料	14,520	3 市有財産有効活用推進基金積立金 65,234
17 備品購入費	280	4 市民生活安定化基金積立金 288,974
24 積立金	970,282	5 公共施設長寿命化等推進基金積立金 66,074
7 報償費	180	1 まちづくり振興基金積立金 2,412
8 旅費	270	2 交通対策事務費 2,153
10 需用費	10	3 ふるさと寄附促進事業 2,376
12 委託料	18,424	4 地域公共交通再編事業 18,884
18 負担金補助及び交付金	2,153	
24 積立金	4,788	
22 償還金利子及び割引料	173,039	1 国県補助金等精算返還金 173,039

[illegible]

3 民生費 (1 社会福祉費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 扶助費	9,304	1 老人保護措置費 9,304

6 農林水産業費 (1 農 業 費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	49,943	1 ふるさと体験村改修事業 49,943

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	5,480	1 活力あるもの・ひとづくり支援事業 5,480
12 委託料	1,300	1 美又地域再開発事業 91,014
14 工事請負費	86,714	
17 備品購入費	3,000	

8 土 木 費 （ 5 都市計画費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	8,500	1 都市下水路緊急対策事業 8,500

10 教 育 費 (3 中 学 校 費)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
12 委託料	10	1 中学校教育振興運営費	3,356
21 補償補填及び賠償金	3,346		

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
辺 地 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	千円 249,013	千円 13,000	千円 46,625	千円 215,388
	補 正 額		50,000		50,000
	補 正 後 の 額	249,013	63,000	46,625	265,388
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	15,503,102	3,007,700	1,590,211	16,920,591
	補 正 額		43,000		43,000
	補 正 後 の 額	15,503,102	3,050,700	1,590,211	16,963,591
計	補 正 前 の 額	39,664,969	4,822,900	5,007,219	39,480,650
	補 正 額		93,000		93,000
	補 正 後 の 額	39,664,969	4,915,900	5,007,219	39,573,650

令和 8 年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 8 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,977 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,651,233 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		792,822	△47,467	745,355
	1 国民健康保険料	792,822	△47,467	745,355
6 繰入金		604,628	70,748	675,376
	2 基金繰入金	10,000	70,748	80,748
7 繰越金		1	1,814	1,815
	1 繰越金	1	1,814	1,815
8 諸収入		3,910	10,882	14,792
	3 雑入	2,002	10,882	12,884
歳入合計		5,615,256	35,977	5,651,233

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国保事業費納付金		1,165,238	21,386	1,186,624
	1 医療給付費分事業費納付金	823,396	16,525	839,921
	2 後期高齢者支援金分事業費納付金	241,504	5,508	247,012
	3 介護納付金分事業費納付金	78,312	△2,857	75,455
	4 子ども・子育て支援納付金分事業費納付金	22,026	2,210	24,236
5 基金積立金		2,527	907	3,434
	1 基金積立金	2,527	907	3,434
7 諸支出金		142,563	13,684	156,247
	1 償還金及び還付加算金	3,121	13,684	16,805
歳出合計		5,615,256	35,977	5,651,233

歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	792,822	△47,467	745,355
6 繰入金	604,628	70,748	675,376
7 繰越金	1	1,814	1,815
8 諸収入	3,910	10,882	14,792
歳入合計	5,615,256	35,977	5,651,233

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3国保事業費納付金	1,165,238	21,386	1,186,624			68,853	△47,467
5基 金 積 立 金	2,527	907	3,434				907
7諸 支 出 金	142,563	13,684	156,247			12,777	907
歳 出 合 計	5,615,256	35,977	5,651,233	0	0	81,630	△45,653

2 歳 入

1 国民健康保険料 (1 国民健康保険料)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険料	792,822	△47,467	745,355
1 国民健康保険料	792,822	△47,467	745,355
1 国民健康保険料	792,822	△47,467	745,355
6 繰 入 金	604,628	70,748	675,376
2 基金繰入金	10,000	70,748	80,748
1 財政調整基金繰入金	10,000	70,748	80,748
7 繰 越 金	1	1,814	1,815
1 繰 越 金	1	1,814	1,815
1 その他繰越金	1	1,814	1,815
8 諸 収 入	3,910	10,882	14,792
3 雑 入	2,002	10,882	12,884
3 雑 入	1	10,882	10,883
歳 入 合 計	5,615,256	35,977	5,651,233

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1 医 療 給 付 費 分 現 年 分	△51,183	医療給付費分現年分	△51,183
2 後 期 高 齢 者 支 援 金 分 現 年 分	5,508	後期高齢者支援金分現年分	5,508
3 介 護 納 付 金 分 現 年 分	△2,857	介護納付金分現年分	△2,857
4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分 現 年 分	1,065	子ども・子育て支援納付金分現年分	1,065
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	70,748	財政調整基金繰入金	70,748
1 そ の 他 繰 越 金	1,814	その他繰越金	1,814
1 雑 入	10,882	診療報酬返還金	10,882

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国保事業費納付金	1,165,238	21,386	1,186,624			68,853	△47,467
1 医療給付費分 事業費納付金	823,396	16,525	839,921			67,708	△51,183
1 医療給付費分 事業費納付金	823,396	16,525	839,921			67,708	△51,183

3 国保事業費納付金 （ 1 医療給付費分事業費納付金）

（単位：千円）

節		説明
区	分 金 額	
18 負担金補助及び交付金	16,525	1 医療給付費分事業費納付金 16,525

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者支援金分事業費納付金	241,504	5,508	247,012				5,508
1 後期高齢者支援金分事業費納付金	241,504	5,508	247,012				5,508

3 国保事業費納付金 (2 後期高齢者支援金分事業費納付金)

(単位：千円)

節		説明
区	分金額	
18 負担金補助及び交付金	5,508	1 後期高齢者支援金分事業費納付金 5,508

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 介護納付金分 事業費納付金	78,312	△2,857	75,455				△2,857
1 介護納付金分 事業費納付金	78,312	△2,857	75,455				△2,857

3 国保事業費納付金 (3 介護納付金分事業費納付金)

(単位：千円)

節		説明
区	分金額	
18 負担金補助及び交付金	△2,857	1 介護納付金分事業費納付金 △2,857

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 子ども・子育て支援納付金 分事業費納付金	22,026	2,210	24,236			1,145	1,065
1 子ども・子育て支援納付金 分事業費納付金	22,026	2,210	24,236			1,145	1,065

3 国保事業費納付金 (4 子ども・子育て支援納付金分事業費納付金)

(単位：千円)

節		説明
区	分金額	
18 負担金補助及び交付金	2,210	1 子ども・子育て支援納付金分事業費納付金 2,210

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 基金積立金	2,527	907	3,434				907
1 基金積立金	2,527	907	3,434				907
1 財政調整基金 積立金	2,527	907	3,434				907

5 基金積立金 (1 基金積立金)

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
24 積立金	907	1 財政調整基金積立金 907

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 諸支出金	142,563	13,684	156,247			12,777	907
1 償還金及び還付加算金	3,121	13,684	16,805			12,777	907
2 償 還 金	1	13,684	13,685			12,777	907

7 諸支出金 (1 償還金及び還付加算金)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び割引料	13,684	1 償 還 金 13,684

令和 8 年 度

浜田市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

目 次

令和8年度 浜田市下水道事業会計補正予算（第1号）	1
---------------------------------	---

予算に関する説明書

債務負担行為に関する調書	2
--------------------	---

令和8年度浜田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度浜田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（条文の追加）

第2条 令和8年度浜田市下水道事業会計予算第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浜田処理区下水道接続工事費 助成事業	令和9年度から令和13年度まで	下水道接続工事費助成に要する額

令和8年9月1日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

事 項	限度額 千円	前年度末までの 支払発生義務（見込）額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫補助金 千円	企業債 千円	その他 千円
〔 既決分 〕	3,989,236		1,153,153		2,836,083	1,460,077	1,375,900	106
浜田処理区下水道接続工事 費助成事業	下水道接続工事費助成に要 する額	令和9年度から		令和13年度まで	限度額 と同額	限度額の 2分の1 以内の額		限度額から 国庫補助金 の額を控除 して得た額

同意第 4 号

浜田市教育委員会委員の任命について

浜田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

住 所	浜田市
氏 名	倉 本 一 三（昭和 28 年 7 月生）

（参 考）

前任者 倉 本 一 三（令和 8 年 11 月 18 日まで）

任 期 4 年

根拠法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項

同意第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

住 所	浜田市
氏 名	上 部 孝 雄（昭和 39 年 7 月生）

（参 考）

前任者 杉野本 智 幸（令和 8 年 6 月 30 日まで）

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条

同意第 6 号

浜田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

浜田市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 三 浦 大 紀

住 所	浜田市
氏 名	植 田 和 広（昭和 31 年 4 月生）

住 所	浜田市
氏 名	桑 本 聖（昭和 28 年 11 月生）

住 所	浜田市
氏 名	直 江 稔（昭和 37 年 9 月生）

（参 考）

前任者	植 田 和 広（令和 8 年 11 月 17 日まで）
	桑 本 聖（令和 8 年 11 月 17 日まで）
	直 江 稔（令和 8 年 11 月 17 日まで）
任 期	3 年
根拠法	地方税法第 423 条第 6 項